

北海道選挙管理委員会告示第 60 号

令和5年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和5年12月 4日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	88,262
3分の1の数	651,634

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	71,347	根室市	6,651
札幌市北区	80,519	千歳市	27,493
札幌市東区	74,605	滝川市	11,012
札幌市白石区	61,971	登別市	13,008
札幌市厚別区	36,126	恵庭市	19,774
札幌市豊平区	65,792	伊達市	9,272
札幌市清田区	31,053	北広島市	16,335
札幌市南区	38,920	北斗市	12,461
札幌市西区	62,620	空知地域	45,840
札幌市手稲区	39,895	石狩地域	21,635
函館市	70,844	後志地域	23,733
小樽市	31,801	胆振地域	14,153
旭川市	93,178	日高地域	17,389
室蘭市	22,602	渡島地域	23,798
釧路市	46,197	檜山地域	9,501
帯広市	46,728	上川地域	34,530
北見市	32,477	留萌地域	11,855
岩見沢市	22,196	宗谷地域	7,715
網走市	9,536	オホーツク東地域	15,784
苫小牧市	47,498	オホーツク西地域	17,857
稚内市	8,946	十勝地域	46,306
江別市	33,776	釧路地域	16,073
名寄市	7,404	根室地域	12,833

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	7,110
	3分の1の数	118,488
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,360
	3分の1の数	152,992
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,488
	3分の1の数	154,060
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,540
	3分の1の数	75,653